

## ADR 検討会（第 1 回～第 5 回）において出された意見等（各論）

（注）本資料は、第 1 回～第 5 回 ADR 検討会において委員から出された意見（ を付したもの）及びヒアリングで出された意見（ を付したもの）のうち各論（法的効果の付与等）に関するものを検討の便宜のために整理したもので、検討会としての意見を集約したという性格のものではない。

### 法的効果の付与に関する基本的考え方

ADR に何らかの法的効果を付与して、利用を促進することも必要である。

法的効果の付与等につき検討を進める際には、各 ADR 機関の目指すサービス内容によって、必要な項目が異なってくることを前提に、ある程度の機関からの一定の需要があれば、できる限りそれに応えるという姿勢で検討に臨むべきである。

十分な制度設計が行われないうちに、簡単に ADR に法的効果を与えようとする議論は危険である。

ADR に関する手続が機関によってまちまちである状況のまま、執行力等の法的効果を付与することは時期尚早であり、まず ADR の定義付けをはっきりする必要があると考える。

ADR の主宰者には一定の技術レベルや倫理観が必要であり、あらゆる ADR に強力な法的効果を付与するのは問題であると思われる。

### 時効中断効の付与

#### （基本的考え方・留意点）

時効の中断については、明確化する方向で考えてほしい。

申立ての内容や時点、相手方に対する通知の時点の確認等の手続がどの程度確保できるのかを考慮しないでは、時効中断効を認めるかどうかを議論をすることはできないのではないかと（そのためには、現在時効中断が認められている行政型 ADR では、申立ての受付についてどういう手続が取られているか、相手方に対する通知がいつ到達したかの確認がどういう形でされているか等を確認する必要がある。）

実態として ADR 申立ての中には単なる請求よりも裁判上の請求等に近いものもあり、民法では裁判上の請求や和解のための呼出に時効中断効を認めていることと

のバランス、ADRに時効中断効が認められないことにより発生する問題等を踏まえれば、すべてのADRとはいえないものの、それほど厳格に考えることなく、ADRに時効中断効を認めてもよいように思われる。

現在いくつかの行政型ADRに時効中断効が認められていることを考えれば、民間型ADRであるからといって時効中断効が認められないということはない。

したがって、どのような要件を満たせば時効中断効が認められるかを議論の出発点として、現在、時効中断効が認められている行政型ADRから、時効中断効が認められるための一般的な要件を抽出する作業が必要ではないか。

消費者の立場から見て、時効中断効を付与する場合には、次の点に留意すべきである。

- ・ ADR機関が手続を進行しなくても時効が延長されてしまうこと等がデメリットとして考えられるが、主宰者要件で対象となるADRを絞ることはやや法律的にも困難であると思われ、他にこのような制度の悪用・弊害を防ぐ手法はないか。
- ・ 相談・苦情処理にも様々なレベルのものがあ（例えば、単なる相談等で終わるものと、一連のプロセスの中であっせんに移行していくもの）、これらと時効中断の関係についても検討が必要。

消費者の立場としては、時効中断効の付与は必要であると考えており、そのために整備すべき条件について今後提言をしていきたい。時効中断効の付与のための条件として、機関・要件・制度のタイプについて考えてみると、

- ・ 機関に関しては、悪質な事業者による利用を排除することが必要であり、そのために、機関の認定という手段以外にも方法がないかを考える必要がある。
- ・ 要件に関しては、利用者が主体的に手続に関わることが重要である。
- ・ 効果に関しては、「個別労働紛争解決促進法タイプ」のように、ADRでの手続開始時に遡って時効が中断する方式でよいと思われる。この場合、事案がたらい回しにされることが多い現状も踏まえ、どこまでの機関を含むのか、苦情処理からスタートするケースにはどこまで遡るか等について議論する必要がある。

「時効停止タイプ」という言葉を広い意味で捉えれば、民法で規定されている時効停止の概念との混乱が生じないように、用語を整理して議論する必要がある。

また、民法から離れた時効中断事由を認めるべきではなく、基本的には民法で認められている中断事由をベースに、対象や要件を考えた方がよいのではないか。

ADRを「裁判と並ぶ」ものでなく、「裁判につなぐ」ためのものとして活性化を図るものと捉えれば、あまり大きな権力をADRに付与することは適当でなく、現行制度を少し拡大する形で、ADRにある程度の力を付与することが望ましい。時効中断効の付与についても、このような観点から考えるべきである。

時効中断効を付与する対象として、相談や苦情処理を取り込むために、それなりに交渉の実態がある部分についても時効中断効を認めることはできないか。

### (時効中断効付与の方法)

A D Rの時効中断効は、民事調停等と同様に認められるべきである。

- ・ 時効中断効の付与の是非を議論する際、時効制度とは何かという根本的な議論をすることになる。

民法制定当時には、権利を確保するために相手方に何らかのアクションを起こす行為に時効中断効を認めることとしており、これらは条文の中にすべて網羅されていたはずであるが、その後創設された制度には時効中断効が規定されておらず、法の欠缺(けんけつ)が生じているものと思われる。民法制定当時には制度がなかった民事調停についても、民法の類推適用によって、申立てに時効中断効が認められているところであり、現在制度を作ろうとしているA D Rについても、法の欠缺(けんけつ)を埋める作業が必要である。

私的自治の観点からも、交渉をしている間に時効が成立してしまうといった弊害を除去すべきであり、A D Rについて時効中断効を認めるべきである。

- ・ その際、主宰者の要件を課すことは立法技術的に難しく、また、A D Rを規制することにつながるおそれもあるため、主宰者の観点ではなく、当事者の観点から立法すべきである。主宰者の要件に関する問題も含め、A D Rにおける手続如何では時効中断効を認めるべきでない場合があったとしても、それは、訴訟で時効中断の有無が争点になった場合の立証の問題として解決できるのではないか。

申立て時期や要件の充足性をすべて立証の問題として解決しようとする、裁判で、徒に時効中断の抗弁が出され、審理が必要な案件が増えてしまうのではないかという懸念がある。裁判所の事務負担という観点からは、定型的に時効中断効があるといつてよいだけの実態があるようなA D R申立てに限って認めるべき。

A D Rに時効中断効が認められれば、現在、裁判が受けている事件の一部はA D Rに流れるので、裁判所の負担は軽減されるという理解が国際的な認識であり、ア prioriに裁判所の負担が増えるので困るということはないのではないか。

A D Rの活性化のためには、時効中断効の付与は必要であると考えられる。A D Rで紛争解決をする期間を区切って、その期間だけ時効が進行しないような仕組みも考えられないか。考え方としては、時効中断効というよりも、時効の停止に近いが、このような選択肢も考えられるのではないか。

A D Rにおける時効の問題を解決する方法としては、「時効中断」のほかにも、UNCITRAL モデル調停法の議論の過程で出されたように、時効を「停止」させる(い

わゆるチェス・クロック)方式や、アメリカで行われているように、時効中断事由は訴えの提起等に限定しつつ、ADRの進行中は裁判の期日を入れない(もっぱら時効中断のための訴えの提起も認める)方式もあり得るので、最初の段階ではあまり選択肢を絞り込まず、幅広く検討しておくべきではないか。

次のような観点からも、時効中断効は広く認められるべきであると考えられる。

- ・ 時効が中断するかどうかについて裁判所に持ち込まれる争いは、法律で制度を作ることによって減るはずであるし、時効中断を目的とした訴えの一部がADRに回ってくることを勘案すれば、裁判所の負担は軽減されるのではないか。
- ・ 時効は立証の問題であるから、ADRが第三者として証明することができるように制度を仕組みれば、立証も簡単になると思われる。
- ・ 現在、ADRでの紛争解決中に時効の完成が近づいてくると、主宰者は申立人に対して、時効中断のための訴え提起を打診すべきかどうかという問題が生じている。この場合、打診すれば主宰者としての中立性が疑われ、打診しないまま時効が完成すれば不信を買うことになり、いずれにしても問題がある。

時効中断効の付与のオプションについて、効果という面からみると、

- ・ 「時効停止タイプ」は日本の法制度の中では異例であり、導入は困難ではないか。
- ・ 「仲裁タイプ」のように、ADRでの手続開始自体に時効中断効を与える考え方は、必ず第三者の判断により解決されるときにのみ可能であって、調整型を含むADR一般に適用するのは困難ではないか。
- ・ 「個別労働紛争解決促進法タイプ」のように、訴訟へのつなぎの手続としてADRを捉える方が、要件も軽くなり、現行制度との整合性もとれるのではないか。
- ・ 民法第151条の類推適用が可能かどうかについては、なお解釈論として残るものの、制度論としては「個別労働紛争解決促進法タイプ」がよいと考える。

時効中断効を付与するための要件としては、

- ・ ドイツ民法のように、交渉開始についての相手方の合意が時効中断への手がかりとなれば、ADRの独立性や公正性は必ずしも必要ではないのではないか。
- ・ 手続的安定を確保するため、一定のADR機関を認定する方法をとってもよいのではないか。この場合には、認定機関に直ちに時効中断効を付与する仕組みと、電子署名法のように、法的効果を与えずに、より緩い基準で機関を認証することで、事実上の効果として証明を軽くする仕組みとが考えられる。

時効中断効を付与する制度としては、広い意味での「時効停止タイプ」の方が、ADRの趣旨に沿っていると思われる。

- ・ UNCITRALにおける調停モデル法の議論の中では、調停終了時にこれまで進行していた時間をゼロにまで戻す必要がないのではないかという考え方が根底にあっ

たために、時効中断ではなく時効停止を選択したのではないかと思われる。

- ・ 個別労働紛争解決促進法などでも、不調の場合には、後に訴え提起が控えている場合にのみ時効が中断し、広い意味での時効停止タイプとみることでもできるから、既存制度との整合性についても、それほど異なっていないといえるのではないか。
- ・ ドイツ民法では当事者間での交渉に時効停止を認めていることから、ADRでの紛争解決と交渉との間に線を引くことがよいのかどうか考える必要がある。

時効中断を認めるための制度としては、仮に、以下の方法を考えることができる。

- ・ ADRへの申立て自体に時効中断効を与える方法については、民法では訴えが却下されれば時効中断効が生じないこととのバランスから考えて、和解にまで至らない可能性が高いADRへの申立てにこれを認めることは、かなり難しい。
- ・ 時効中断を認めている現行の個別法は、民法第151条の内容を明らかにしたものと解することができ、これと同様に、ADRが不調に終わった後に、訴えを提起すればADRへの申立時に遡って時効が中断するという方法は、現行制度との比較からみても無理がなく、今後要件を絞っていけば、立法は可能かもしれない。
- ・ 民法第153条の催告に当たるものとして、6ヶ月以内に訴えを提起すれば時効中断効が生じるものとする方法も考えられる。
- ・ ドイツ民法のように、交渉開始から終了までの間は時効が停止するという方法も考えられる。民法とは別の法体系として規定するのであれば、可能かもしれない。

## 執行力の付与

### (基本的考え方・留意点)

執行力の付与については、当事者に十分な情報が提供され、選択の余地が確保されることを前提に、十分に議論する必要がある。

ADRにおける合意内容に関して債務不履行が生じた場合に、再度合意を得る努力をせず、すぐに国家権力による執行に結び付けるのは、私的自治による紛争解決というADRの基本理念に反するのではないか。

消費者の立場からの考え方としては、

- ・ ADRの定義付けがはっきりしないままに、執行力を付与するかどうかの議論を進めるのはよくない。また、アンケート等で要望が高いからといって、既存のADRの現状を追認する形で執行力を付与するというのはいりえない。
- ・ 当事者がどの段階で執行力の選択という問題と向き合うのか。 ADRへの入口

の段階、ADRでの手続開始後、ADRでの結論が出た後のいずれかの段階で執行力を付与するかどうかを選択することになると思われるが、例えば のような形であれば、あった方がよいとする意見もある。

- ・ ADRの手続が非公開であるために、執行力の選択に必要な情報まで得られないというのは問題である。

UNCITRAL 調停モデル法の議論の中では、各国の間で、そもそも執行力を付与することが望ましいかどうか議論があり、考え方の方向が一致しているとはいえない。

執行力の付与について検討する際には、仲裁から相談・苦情処理までの幅広いADR全体について漠然と議論するのではなく、はっきりと調停・あっせんを念頭に置きつつ、その性格を見据えながら議論を進めていくべきである。

弁護士会仲裁センターでは、自ら又はこれと同視し得る程度の機関のみを対象に、執行力を付与すべきかどうかを議論していることを付言しておく。

また、弁護士会の内部でも、必ずしも執行力の付与に賛成というわけではなく、

- ・ 執行力の付与によってADRの良さが失われてしまい、そもそもADRとは言えなくなるのではないかという危惧があるため、執行力の付与には反対である。
- ・ 執行力を付与するADRには、一定の要件を求めるべきである。
- ・ 裁判所との連携の問題と捉え、即決和解や公正証書の形で執行力をつけるものとして、これらの手続を簡略化する方法を考えられないか。

といった多様な議論があることに注意すべきである。

### ( 執行力付与の方法 )

次のような理由により、法律により執行力が付与されるADRを個別に指定する方法によってはどうかと考える。

- ・ ADR全体を念頭に要件を議論すると、場合によってはADRを規制する方向につながりかねない。
- ・ 即決和解等の既存制度をいわゆる便法として利用しやすくすることについては、便法自体にも問題があるし、そもそも当事者に二度手間をかける方法であり、今後ADRが取扱う事件数が増えれば対応できなくなる可能性がある。
- ・ 執行力を付与するかどうかは、「政策論」で解決すべき問題である。不履行が生じた場合に二度手間となることを避けるために、合意時点と執行との間の時間的な間隔を縮小することも、政策的にはありうるのではないか。
- ・ 執行力を付与するADRをどのように選別するかについては、現行制度では執行力が与えられる場合がすべて法律に定められていることも考えると、ADRについても、具体的にどの機関にどのような形で執行力を付与するのかを特定して、

法律によって定めるべきであると考える。

執行力の付与について議論する場合には、既存の法制度との整合性について考えなければならない。

- ・ UNCITRAL 調停モデル法の議論の中でも、仮に調停に執行力を付与するとしても、手続面でも効力面でも、仲裁を超えることはできないという考え方であった。
- ・ 契約についての一般理論では、調停における和解合意には単なる民法上の和解契約の効果しか与えられていないことを考えれば、ADRであるから直ちに執行力を与えてよいという議論は短絡的すぎるのではないか。
- ・ 現行の執行法制では、一定のプロセスに着目しているというより、むしろ、公務員が関わった場合にのみ執行力を与えているとみることでもできる。ADRに執行力を与えるかどうかを議論する際は、このような現行制度の仕組みを越えるべきかどうか、越えるとすればどのような理由なのかを考えなければならない。

執行力の問題に関しては、アンケート結果の見方には慎重であるべきであり、執行力を付与する対象については、何らかの限定をせざるを得ない。

執行力を付与するためのアプローチの範囲は、それほど広くないと思われ、

- ・ ADRにおける合意の公証という観点からみた場合、ADRに公証に代替する効力を付与することが考えられるが、国の機関である公証人に代替する権限を民間に認めるべきかどうかという議論がある上、少なくとも認証制を採らざるを得ないし、公証制度の要件を越えることができないという制約があると考えられる。
- ・ 内容や手続のチェックという観点から見た場合、裁判所の執行判決(決定)など、いずれかの段階で裁判官がチェックすることが考えられるが、類似の制度をもつフランスと比較しても、すべてのADRに認められるかどうか疑わしいし、即決和解を利用する方法に比べてどれだけメリットがあるかという疑問も生じる。

## 裁判手続との制度的連携

### (基本的考え方・留意点)

裁判手続との連携を制度化するためには、主にADR側に一層の体制整備が求められるものと思われ、簡易・迅速・廉価な紛争処理手続を有する民間型ADRの長所を保つことにも考慮する必要がある。

## 専門家の活用

### ( 専門家の活用 )

科学的・技術的な事項が争点となる紛争については、当該分野に専門的知見を有する者や法律家、消費者問題有識者等を加えた評価体制を確保することが重要である。

(注) アンケート調査等を踏まえると、法的効果を付与したり裁判手続との制度的連携を整えることはADRの柔軟性や自主性を失わせる原因となりかねないので、例えば、裁判手続との連携を進める必要性はあまりない、あるいは、進めるべきでないという考え方もあり得ると思われる。

また、裁判手続との連携に関しては、ADRの過程の情報を裁判に引き継ぐことには慎重であるべきとの考え方もあり得ると思われる。

## その他

### ( 情報提供面での連携等 )

日本でも多くのADRが活動しているのに利用が少ない理由の一つは、利用しようとする者にとって、ADRに関する情報が決定的に不足していること(認知度の低さ)にあり、紛争解決にふさわしい機関を見つけやすくすることが急務であるのではないか。

社会に生じる様々な問題について、第三者が援助することで自主的な解決が可能となるケース、代理人に頼んでしまったために解決が困難になるケースも多くあると思われる。裁判と並ぶ競争力を持った紛争解決手段というよりも、裁判に持ち込まなくても済むような紛争解決手段として、ADRというものを議論する必要がある。法的効果を与えるか否かを与えるかを先行させるよりも、多様な紛争解決のメニューがあるという情報を広く提供していくシステムの構築や主宰者の質の確保について議論することが必要ではないか。つまり、最終的な法的な決定がなくても円満に解決が図られるようサポートする機関としてADRを育成することについて議論する必要がある。

(注) アンケート調査等を踏まえると、ADRの連携については、国や地方公共団体がより積極的な役割を果たすべきとの考え方もあり得ると思われる。



### ( 担い手育成での連携等 )

担い手の育成についても、法曹養成の在り方の議論とも関連しつつ、さらに深く検討する必要がある。

A D Rの担い手に対するサポート体制を作ることも必要である。

調停等のスキルの養成をロースクールのカリキュラムに盛り込むなど、長い視野に立って担い手を育成することが必要と考える。

担い手のトレーニング手法を拡充し、質の確保を図るべきである。

担い手の育成面での問題を解決することが重要であり、その際には、財政面にも目を向けるべきである。

A D Rの現状をみると、紛争解決のノウハウについての研究が遅れている。

A D Rは担い手の質に負うところが大きい。自分の経験でも、代理人、鑑定人等の形で第三者が関与することでかえって紛争が複雑化してしまうこともあり、そういう意味でも、主宰者の中立性・公平性の確保や主宰者・機関に対する支援は重要である。

(注) アンケート調査等を踏まえると、A D Rの担い手に関する公的な資格制度を整備すべきとの考え方もあり得ると思われる。

### ( その他 )

オンライン上のトラブルは、相手方が不明であったり国際的なトラブルであるため解決が困難な場合が多く、また、被害額の少額なものが多いので、相手方が特定できる手段や低廉で利用者に身近な窓口の整備、外国の団体との連携などを図っていく必要。

オンライン上のトラブルに関連して、わが国は、セキュリティ保護に比してプライバシー管理が遅れているという問題がある。